

「資格情報のお知らせ」を10月までに送付します

令和6年12月2日に現行の保険証は廃止となり、マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)に引き継がれます。

これに伴い、事前に健康保険組合から事業所様へ、被保険者様・被扶養者様全員分の「資格情報のお知らせ」を10月までに送付いたします。

お手順をおかけいたしますが、「資格情報のお知らせ」を被保険者様へ配付いただきますようご協力をお願い申し上げます。

「資格情報のお知らせ」とは

健保組合で登録している資格情報(個人番号の下4桁を含む)をお知らせし、ご自身で内容に誤りがないかご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナ保険証を利用していただくことを目的に、全ての加入者(被保険者・被扶養者)様※に対して、個人単位で発行いたします。

※6月22日時点で資格取得されている方が対象、それ以降に取得された方は12月2日以降送付予定。

用途

令和6年12月2日から以下の場合に使用できます。

健保組合へ申請するときに

健保組合の各種申請には記号・番号の記載が必要となりますので、保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」で確認することができます。

医療機関にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えないとき

「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示すると、保険診療が受けられます。

資格情報のお知らせ

記号 番号 (姓番)
氏名
負担割合

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

点線部分で切り取ってカード型にし、大切に保管ください。

「資格情報のお知らせ」を封筒に入れた状態で事業所様へお送りいたします。

【「資格情報のお知らせ」イメージ】

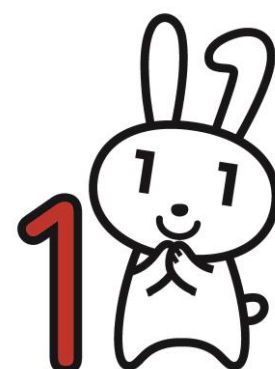
【封筒】

配付の流れ

1. 当組合から事業所様へ「資格情報のお知らせ」を送付いたします。
2. 被保険者様への配付をお願いいたします。

到着した「資格情報のお知らせ」を封書ごと被保険者様に配付願います。

被扶養者様分につきましては、被保険者様分に同封しております。



マイナ保険証関連については、当組合ホームページに特設ページがございます。右記QRコードから、ぜひそちらもご覧ください。

